

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市本庁舎使用等許可	
根拠条例等・条項	堺市庁舎管理規則 第7条	
所 管 課	総務局行政部総務課	
審 査 基 準	<p>○ 許可を要する行為</p> <p>　　庁舎管理規則 第7条第1項</p> <p>　　庁舎内において、次の各号のいずれかに該当する行為(行政財産の目的外使用の許可を要する行為を除く。)をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>　　(1) 文書又は物品を配布する行為 (2) 寄附又は署名を集めること (3) 物品の販売又は宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為 (4) 集会を開き、又は集団で庁舎に入る行為 (5) 工作物、設備(配線、配管等を含む。)、物品等を設置する行為 (6) コンロ、ストーブその他火気を使用する行為 (7) 旗、のぼり、ポスター、プラカードその他これらに類するものを掲出する行為 (8) 事務室内及び立入禁止区域内を撮影する行為 (9) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が庁舎の管理上必要があると認めて別に定める行為</p> <p>○ 許可しない場合</p> <p>　　庁舎管理規則 第7条第5項</p> <p>　　庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による申請に係る行為を許可しないものとする。</p> <p>　　(1) 本市の業務に支障があると認めるとき。 (2) 来庁者の迷惑となるおそれがあると認めるとき。 (3) 庁舎、設備、備品、植栽等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。 (4) 反社会的な活動を行う団体の行為であると認めるとき。 (5) 特定の宗教的又は政治的見解に加担するおそれがあると認めるとき。 (6) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (7) その行為が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (8) 前各号に掲げる場合のほか、庁舎管理者が庁舎管理上支障があると認めるとき。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	